

懲役2年罰金50万円を求刑

津地裁 初公判 多量の不法投棄で3被告

津市白山町の山中にコンクリート片などの廃棄物を不法投棄したとして、廃棄物処理法違反の罪に問われた奈良県大淀町、建設業者勝洋被告(35)、同田原本町、作業員辻内秀樹被告(35)、別件詐欺罪で服役中の伊賀市緑ヶ丘南町、トラック運転手島岡則夫被告(55)、奈良県御所市、トラック運転手岡本良太被告(35)の初公判が二十六日、

津地裁(瀬口紗織裁判官)であり、島岡被告を除く三人は起訴内容を認めた。検察側はそれぞれに懲役二年、罰金五十万円を求刑し、即日結審した。判決は十二月二十五日に予定している。

内西被告について「合計約三十六・八㌧の多量の廃棄物を地中に不法投棄した。有害な硫化水素の発生源となり、原状回復されてないことを考慮する結果は非常に重大。捨て代入しされることを考慮する結果は非

被告は「従属的だが不在時の対応など相互補完の関係で役割は重大」などとした。

岡本被告については「十七・四㌧という投棄量はそれ自体が多量で自ら交渉して利益を得た。刑事責任は他と同様に重い」とした。

弁護側は最終弁論で、中

津市白山町の山中にコンクリート片などの廃棄物を不法投棄したとして、廃棄物処理法違反の罪に問われた奈良県大淀町、建設業者勝洋被告(35)、同田原本町、作業員辻内秀樹被告(35)、別件詐欺罪で服役中の伊賀市緑ヶ丘南町、トラック運転手島岡則夫被告(55)、奈良県御所市、トラック運転手岡本良太被告(35)の初公判が二十六日、

ての犯行で自ら求めてはない。量、期間は少なく原状回復を約束している」と主張。辻内、岡本被告についても「従業員として従属的立場で加担した」「関与の程度について相当の差がある」などとしてそれぞれ執行猶予を求めた。

論告によると、中、辻内

被告は津市白山町の山中に平成三十年五月一七月にかけて、島岡被告から持ち込まれたコンクリート片や木くずなど廃棄物計約十九・四㌧と、岡本被告がうち持ち込まれた瓦くずなどを廃棄物計約十七・四㌧を不法投棄したとしている。

(小林哲也)